

徳島県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	廃止の届出 の受理日	廃 止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地			年 月 日
合同会社キセキ	小松島市金磯町三番八九号	ミラクルキッズ	小松島市金磯町三番八九号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年六月 二十七日	令和四年七月 三十一日
株式会社鎌倉総合企 画	香川県高松市木太町四二八 四番地八	ナイスかもじま	吉野川市鴨島町喜来乗島番 外二六―七	同	同 九月 二十六日	同 十月 三十一日
合同会社つくし	阿波市阿波町井出口三六番 地一	つくし	阿波市阿波町井出口三六番 地一	同	同 十月 二十五日	同 十一 月三十日
株式会社ケー・エム ・シー	徳島市幟町三丁目三〇番地	児童デイこころ	徳島市東大工町一丁目一四	同	同 十一 月二十五日	同 十二 月三十一日